

京都

市内

2011年(平成23年)1月4日(火)

親から虐待されるなどして帰る家がない子供への支援は、児童相談所や児童相談所から親や親類と暮らすことが難しいと判断されて委託された児童福祉施設が担っている。しかし、施設の定員を超えているケースも多く、年少者の入所が優先されがちで、18歳になると原則的に施設を出でいかなければならない。こうした公的支援から漏れ供を守るうと、少年事件を担当する弁護士が中心となり、全国で初めて04年に東京で、続いて愛知、神奈川、岡山の4都県で「子供シェルター」が開設された。

開設準備を進める京都の弁護士らがモデルにし

帰りたい

子供にシェルターを



—中—

全国4都県で開設

方向と一緒に考えていく。運営費用は、協定を結んでいる児童相談所から子供を紹介された場合に受け取る委託金を除けば、個人や企業からの寄付金で、決して豊かではない。

これまでパオは計18人(13~19歳)を受け入れ、5~178日間保護し、
に繋力を振るわれ、母から育児放棄(ネグレクト)されていった18歳の少女は、意を決して自ら児童相談所に保護を求めた。非行少女もいたが、すべて虐待が原因だったが、対象年齢を超えてい

公的支援漏れの受け皿に

に繋力を振るわれ、母から育児放棄(ネグレクト)されていった18歳の少女は、意を決して自ら児童相談所に保護を求めた。非行少女もいたが、すべて虐待が原因だったが、対象年齢を超えてい

う。シェルターに来る少女は、性的虐待を受けて医療的ケアが必要な場合もある。精神的に不安定で、就職できる状態にない子供も多い。滞在期間が長期化する傾向にあり、シェルターを出て就職するまでの間にも身を寄せせる施設が必要になっています。パオの事務局長、高橋直紹弁護士(愛知県弁護士会)は「子供たちへの支援はまだまだ足りず、運営費も十分ではありません。課題は挙げたら切りがない」と話している。

【古屋歯科】

ている愛知県のNPO法人「パオ」は、07年から女子専用の子供シェルター「丘のいえ」を運営している。弁護士らが購入した一軒家で少女2人が暮らす。子供シェルターの場所は親や友達には明かさず、スタッフが24時間体制で見守る。少女1人を弁護士2人が担当し、就職など将来の進む



落ち着けるよう1人に1部屋だ=パオ提供

た女性相談所を紹介された。しかし、女性相談所が担当」と言われば、行き場を失った末に少女はパオに電話を掛けたとい